

商店街街路灯へのフラッグ広告表示ガイドライン（東京都）

東京都商店街振興組合連合会並びに東京都商店街連合会（以下「連合会」という。）に加盟する商店街が、地域における協議を経て実施する、公益的事業の経費に充てるための商店街街路灯への商業広告表示にかかり、都市の美観向上に資し、来街者や通行人など都民の理解を得た広告表示となるよう、「掲出広告の内容」並びに「掲出広告のデザイン」に関するガイドラインを次のとおり定めた。

（基本方針）

- ① 交通安全に配慮したデザインとする。
- ② 道路という公共のスペースに相応しいものとする。
- ③ まちの景観に配慮したものとする。
- ④ まちの賑わいに資する洗練されたデザインとする。
- ⑤ 子供から大人まで、性別を問わず気持ちよく受け入れられるものとする。

一 掲出広告の内容等

- ① 基本事項
 - (1) 基本的人権を損なわないこと
 - (2) 消費者保護の観点から適切なこと
 - (3) 児童及び青少年の保護の観点から適切なこと
 - (4) 公序良俗に反しないこと
- ② 掲出を避けることが相当な広告
 - ① の基本を踏まえ、広告事業実施者が具体的に定める。
- ③ 制限すべき表現事項
 - (1) 虚偽又は誇大な表現により誤認又は期待させるもの
 - (2) 根拠のない最高、最大等の断定的表現
 - (3) 根拠のない効能効果の表示
 - (4) 根拠のない比較広告

二 掲出広告のデザイン

① 基本事項

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 公衆に対して不快の念を与えないこと
- (3) 美観風致を害しないこと
 - ・ 蛍光色を避ける
 - ・ くどくどぎつい色を避ける
 - ・ くどくどぎついデザインを避ける
- (4) ドライバーに著しく訴求しないこと
- (5) 暴力や犯罪を助長しないこと
- (6) 著しく性を意識させないこと
- (7) 身体の一部（目、鼻、口など）を異常に強調したデザインでないこと

② 交通安全上からの禁止事項

- (1) 信号機又は道路標識等の効用を妨げる恐れのあるもの
- (2) 人や商品等が車道に飛び出そうとしているように見えるもの
- (3) 周囲の運転者及び歩行者の距離感や平衡感覚を感わす恐れのあるもの
- (4) ドライバーの注意力を散漫させる恐れのある広告物
 - ・ 四コマ漫画などストーリー性のあるもの
 - ・ 文字表記が多いもの、又は絵柄や文字が過密であるもの
 - ・ チェック模様や渦巻き模様によりドライバーを幻惑させる恐れがあるもの

③ 都市の美観向上の観点からの積極的配慮事項

- ・ 文字を極力少なくし、絵や写真でイメージを伝えるものとする

(このガイドラインの性格)

このガイドラインは、広告を表示する場合のほか、表示する広告物が適切か自主審査する場合の自主基準を定める場合の規範とする。

地域の景観を向上させる広告表示ルールの例示

(具体例の視点)

- 商店街の賑わいに寄与する、統一感のある広告表示
- 来街者や通行人に配慮された節度ある広告表示
- 街並と調和した広告表示

(具体的な例示)

- ① 壁面看板等の表示位置や大きさの統一
 - ・ 窓の内外から表示しない。
 - ・ ひとつの看板の大きさの上限を決める。
 - ・ 土地に直接設置する看板の大きさ、高さの上限を決める。
- ② 1テナントごとの広告物の総量^①の上限を決める。
 - ・ 道路に面する部分の建物面積の1/10以下とする。
- ③ 看板の種類^②の統一
- ④ 袖看板^③を避ける。(歩道への出幅を小さくする等)
- ⑤ 看板の表現方法の統一
 - ・ 看板の地色への赤、黄色等の派手な色の使用を避ける。
 - ・ 1つの看板で、看板の面積の1/3を超えて使用する色彩は、低彩度なものを統一する。
 - ・ 内照式を避ける。
 - ・ 光の点滅又は光が動く看板を避ける。
 - ・ 切文字の表示とする。
 - ・ 自動販売機への広告を避ける。
- ⑥ 年1回の専門業者による看板の安全点検

以上は、あくまで例示として示したものです。商店街の特性や周囲の景観との調和を踏まえ、地域特性にあった広告表示ルールを商店街の会員並びに地元団体と話し合い、地域の行政担当者の意見も聞きながら策定してください。

周辺住民から、理解が得られるように表示ルールを定めてください。

〇〇商店会広告付きフラッグ事業計画

〇〇商店会においては、地域における公共公益的な取組みを実施するため、街路灯にフラッグ広告を掲出することとし、「広告表示に関するガイドライン」等に基づき下記のとおり事業を実施する。

1 事業主体

名 称 〇〇〇商店会

(事業主体の概要)

所在地	新宿区西新宿1-1-1地先から新宿1-1-1地先
道路	都道 明治通り 他
事務所所在地	新宿区西新宿1-3-3 〇〇ビル2階
代表	東京太郎 (平成21年4月1日付け)
会員数	150名
設立	昭和23年7月1日
事務局担当	東京次郎
連絡先	03-3333-0000
地域特性	新宿駅西口から2キロ圏内に位置し、明治通りを中心にひらけた古くからの商店会である。店舗数は約50件あり、顧客は西口オフィス街で働く人たちのほか、近隣に住む住民の方の生活を支える場である。

2 道路占用者

名 称
所在地
会長
担当
連絡 者先

3 広告事業者

名 称
所在地
会長
担当
連絡 者先

4 屋外広告物設置計画

(1) 設置場所

商店街街路灯 25基

※位置図、街路灯詳細図は別添のとおり

(2) 広告物（フラッグ）の形態

フラッグの材質は直射日光や相当強度な風雨にも長期間耐えられる素材を使用する。

規格 1.0m×0.5m

材質 ターポリン

※反射材料、蛍光色などは使用しない。

(3) フラッグ設置方法

①掲出位置等

- ・ 商店街街路灯の歩道側に設置することとし、車道には掲出しない。
- ・ 一街路灯に2枚掲出する。
- ・ フラッグの下端は道路から2.5m以上確保する。
- ・ フラッグ掲出により標識、信号機等が歩行者等の視界の死角となる場合のみ掲出する。

②固定方法

安全かつ円滑な道路交通の支障とならないよう、また、悪天候時も考慮にいれ固定する。

ロープ（直径5mm）により下記のとおり固定する。

- ・ 街路灯フラッグポールに2箇所（上部）
- ・ 街路灯本体（側面）に2箇所

③設置作業

歩道の上に脚立を設置し、作業を行う。なお、作業時は交通誘導員を2名配置し、道路交通に支障がないよう配慮する。

(4) フラッグ掲出期間

原則1ヶ月とする。

なお、広告主との協議により、変更する場合あり。

(5) フラッグの管理方法

フラッグ掲出にあたっては、下記事項を留意して実施していく。

- ① フラッグが固定されているか、毎日、巡回を行い点検するとともに、悪天候時には、頻繁に点検を行う。
- ② 点検時は、フラッグのみならず、街路灯及び街路灯フラッグポールの状況も確認する。
- ③ 台風等、相当の風雨が想定される場合には、フラッグを一旦撤去する。
- ④ フラッグに破損等が見つかった場合にも、直ちに撤去し、新しいものと付替える。

(6) 年間広告物掲出予定
年間 12回を予定

(7) 広告物の内容

道路上という公共空間に設置すること前提に広告物の内容、表示方法を下記のとおり決定する。

ただし、決定にあたっては、東京都商店街振興組合連合会に設置された「フラッグ広告表示自主審査会」において、「フラッグ広告表示自主審査基準」に基づき審査され了承を得たもののみ掲出する。

- ① 道路上という公共空間に相応しい内容とする
- ② 街並みの景観、美観を損なわない内容とする
- ③ 誰もが好感をもてるような内容とする

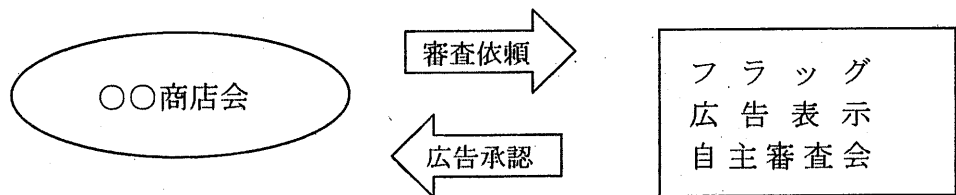
なお、広告主、広告の対象となる商品等についても、公共空間という特殊性を考慮し選定を行うものとする。

【広告物審査体制及び審査基準】

■ 審査体制

「フラッグ広告表示自主審査会」

東京都商店街振興組合連合会内に設けた組織（別添「フラッグ広告表示自主審査会設置要綱」による）に審査依頼を行い、了承されたものについて掲出する。



■ 審査基準

以下の基準により審査を実施する。

- ① 「フラッグ広告表示自主審査基準」
(東京都商店街振興組合連合会)
- ② 「広告表示に関するガイドライン」(東京都)
- ③ その他関係法令等

(8) 苦情に対する対応

〇〇商店会事務局内に苦情処理窓口を設置し、地域や住民等から、広告事業等に対する苦情に対応する。

なお、苦情対応にあたっては、親切、丁寧な対応を行うとともに、苦情等の申入れに対し、適切に対応していく。

苦情窓口担当者

5 広告料収入還元事業計画

フラッグ広告から得た収入については、地域及び商店会における公共公益的な事業に充当する。

(1) 充当事業

① 街路灯維持管理

街路灯25本の電気代を含めた維持管理費

② 安全パトロール

月に一度、商店会役員により、交通安全、防犯を目的に、パトロールを実施している。パトロールには、警察や消防の職員も同行してもらい、最近では、詐欺などの注意喚起なども行っている。そのための備品等の費用

③ 緑化事業

5月に9月にかけて、道路上にフラワーポットを設置し、環境緑化事業を行っている。フラワーポット設置数は15箇所(資料参照)。そのための事業経費。

④ 清掃活動

商店会が中心となり、地域住民、自治会と協働し、〇〇地域全体の清掃活動を行っている。実施は、毎月第二、第四日曜日で、毎回50名程度が参加している。そのための備品等経費。

⑤ 地域イベント

地域コミュニティの形成を目的に、夏(8月)に1回、冬(12月)に地域住民参加型の催しを実施している。毎年多くの市民が参加してもらっている。そのための事業経費。

(2) 収支計画(平成21年度)

支 出		収 入	
①街路灯維持管理	360,000	広告料収入	500,000
②安全パトロール	20,000	会員会費ほか	330,000
③緑化事業	150,000		
④清掃活動	50,000		
⑤地域イベント	250,000		
	830,000		830,000

広告料収入は広告に係る諸雑費を差し引いた純収入である。

(3) 事業実施状況の報告、公表

事業実施状況については、毎年度6月末までに関係機関(道路管理者、東京都商店街振興組合連合会)に報告するとともに、〇〇商店会ホームページ上でも公表する。

※ ホームページアドレス

6 道路の適正化利用に係る取組み

〇〇商店会では、従前より、交通安全や道路緑化、清掃活動などの取組みを行ってきたところであるが、今後、東京都第〇建設事務所及び〇〇区土木部管理課と協議の上、以下のような活動を行っていく。

(1) 目 標

●道路上にある不法駐輪や不法看板を地域ぐるみでなくすことにより、地域の住民が安全かつ気持ちよく利用できる道路及び商店会とする。

●道路の美化、清掃活動を実施し、誰からも親しまれる道路及び商店会とする。

(2) 具体的な取組み

目	内 容	対	実施回
看板対策	・商店会の会員総会において、法令等を遵守し、置看板、捨看板の撤去や、適正な手続きを行って看板を設置するよう呼び	会員 □ 50店	年 4回
	・東京都第〇建設事務所、〇〇区土木部管理課、〇〇警察署の協力を求め、月に1回実施していた安全パトロールを合同パトロールとして実施。各商店を回り、看板の設置について指導を行う。	会員 50店	月 1回
清掃活動	地域住民、自治会と協力し、道路清掃活動を行う。また、フラワーポットの設置し、地域の緑化活動を行っていく。	参加人 50人 度	毎月 第 二 日 第 四 日
不法駐輪対策	各店舗の店主が、顧客に対し、駐輪に対する呼びかけをするとともに、店先等を含め商店会に駐輪された自転車を安全な位置に移設するなど行う。	会員 50店	毎日

(3) 実施あたっての留意事項

①実施にあたっては、道路管理者と、実施方法等について事前に協議し、実施することとする。

②実施結果については、道路管理者に報告し、次回以降の実施計画に反映させる。また、年間実施結果については、広告料収入還元事業と同様に、商店会ホームページ上で公表する。

7 その他

①事業実施にあたっては、道路占用許可、道路使用許可等、法令等で決められた手続きを適正に行う。

②事業計画を実施する上で、不明な点等がある場合には、その都度、区役所産業振興課、区役所土木部管理課、道路管理者に協議を行うとともに、事業

計画に変更がある場合には、変更したい場合にも、事前に前記関係機関へ協議し、変更後の事業計画を関係機関へ提出する。

8 添付資料

- 1 ○○商店会位置図
- 2 ○○商店会規約
- 3 ○○商店会役員名簿
- 4 ○○商店会予算書、決算書
- 5 街路灯位置図
- 6 街路灯詳細図
- 7 フラッグ詳細図
- 8 商店会の現在までの活動がわかる資料

